



*Visa Section
3-38-Akasaka 7-chome
Minato-ku, Tokyo 107-8503
Japan*

*Section des visas
3-38 Akasaka 7-chome
Minato-ku, Tokyo 107-8503
Japon*

WORK PERMIT (GENERAL) APPLICATION KIT (JAPANESE VERSION)

Includes: Application guide / Application form
(Please refer to internet page for processing fees.)

IMPORTANT:

1. Do not submit completed applications by fax. Please submit by mail or in person.
2. Do not submit application on thermal paper – if your printer uses thermal paper, please photocopy all pages to be submitted onto plain paper.
3. Ensure that all required documents and appropriate fees (original remittance receipt) are submitted together. Incomplete applications will not be accepted.

Our mailing address:

Visa Section
Canadian Embassy
7-3-38 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-8503

(Please write the letter “W” on the envelope, preferably in red.)

就労許可証申請書類のご案内 (日本語版)

申請ガイド・申請書
(申請料金はインターネット内の別の項目をご覧ください)

注意事項：

1. 郵送または窓口にてビザの申請を受付けます。ファクシミリでの申請は受けません。
2. 感熱紙での申請は出来ません。提出書類は全て、必ず普通紙にコピーを取って提出してください。
3. 提出書類は申請料金（オリジナルの送金の控え）と共に、全て揃えて提出して下さい。
申請書の記入漏れや不足の書類がある場合は返却されます。

申請書の送付先：

〒107-8503
東京都港区赤坂7丁目3の38
カナダ大使館・査証部

(封筒の表に「W」と朱字で書いてください。)

Total pages / 総ページ数 : 8

Canadian W-kit (1/8)

カナダの一時就労について

知っておかなければならないこと：

カナダで一時的に就労するためには、まず、カナダで仕事が決まっていなくてはなりません。そして、ほとんどのケースにおいて、その仕事をするには就労許可証が必要となり、カナダに入国する前に就労許可証を申請しなければなりません。

◆ただし、例外として、カナダの入国地で就労許可証を申請することができる場合があります。詳しくは下の申請場所の項目をご覧ください。

◆観光や訪問の一時滞在者はカナダ国内で就労許可証を取得することはできません。

◆就労許可証は、カナダで職探しをするために発給されるものではありません。

就労許可証を申請する前に：

多くの場合、カナダの雇用主は、あなたに提供した仕事に対し、Human Resources and Social Development Canada—HRSDC（カナダ人材社会開発省）から Confirmation（雇用確認）を取得しなくてはなりません。雇用確認の取得が免除されているケースについては HRSDC（カナダ人材社会開発省）の雇用確認の取得が免除される場合 <link to: http://www.canadanet.or.jp/i_v/work/w-2.shtml> または、CIC のホームページ <link to: <http://www.cic.gc.ca/english/work/apply-who-permit.asp>> をご覧ください。

もし、これらのページを参照しても、あなたの場合、雇用確認の取得が免除されるケースかどうか判断がつかない場合は、当事務所にお問い合わせになるか、雇用主から HRSDC にお尋ねください。

あなたの雇用主がしなければならないこと：

多くの場合、カナダの雇用主はあなたに提供した仕事の詳細を HRSDC に申告しなくてはなりません。HRSDC は、あなたに提示されている給与、労働条件等が現地の一般的な労働条件に見合っているかどうか、また、そのポジションがカナダ人または永住者で埋めることができないかどうか、審査します。また HRSDC は、あなたが仕事を通して自分の技術や知識をカナダ側に移すことができるかどうか、そしてあなたの仕事が、カナダ人や永住者に対し新たな雇用の機会を作ることができるかどうかを判断します。このような条件が満たされたとき、HRSDC はあなたの雇用を確認し、カナダの雇用主に許可の通知書を送付します。雇用主は通知書を受け取り次第、通知書のコピーをあなたに送り、東京のカナダ大使館・査証部（例外的なケースにおいては、カナダの入国地で）で就労許可証の申請をするよう、あなたに指示します。

また、雇用主はあなたがカナダに到着後、あなたの失業保険、医療保険を準備する責任を負います。

申請場所：

ほとんどの場合、カナダに行く前にカナダ大使館・査証部で就労許可証を申請しなくてはなりません。しかしながら、ケースは限られますが、カナダに到着したとき、その入国地で就労許可証を申請することができる場合があります。

A) カナダ入国前に査証部で申請しなければならないケース

次のいずれかに該当する場合は、必ず査証部で就労許可証を申請してください。

—カナダへ入国するのに一時滞在者査証（Temporary Resident Visa、略して TRV）が必要な人

—IT 技能者（ソフトウェア開発の技術者など）で、人材社会開発省（HRSDC）の全国一括認証に基づいて就労許可証を申請する人

—住込み介護人（Live-in caregiver）や季節労働者

—ワーキングホリデーのような国際青年交流プログラムの参加者。ワーキングホリデーの参加者はカナダ大使館・広報部経由で申請すること。詳しくは広報部のウェブサイト

http://www.canadanet.or.jp/p_c/wh_geninfo.shtml をご覧ください。

—健康診断の必要な人

B) カナダの入国地で申請できるケース

次のいずれかの条件に該当する場合のみ、カナダに到着したとき、その入港地で就労許可証を申請することができます。

- アメリカ合衆国の国籍保有者並びに永住者、またはグリーンランド、サンピエール島及びミクロン島に居住している人
- カナダ入国の一時滞在者査証 (TRV) が免除されている国籍の人で、カナダで提供されている仕事に対しカナダ人材社会開発省 (HRSDC) の雇用確認が不要で、かつ、上記 A) のいずれにも該当しない人
- カナダ入国の一時滞在者査証 (TRV) が免除されている国籍の人で、カナダ人材社会開発省 (HRSDC) の雇用確認が必要な仕事の場合、カナダ到着時にその確認書を入手している人で、かつ、上記 A) のいずれにも該当しない人

* B) に該当するケースでも、ご希望であれば、カナダ入国前に査証部で就労許可証を申請することができます。

詳しくは次の CIC のホームページをご覧ください。

就労者の役割 <http://www.cic.gc.ca/english/work/apply-who-eligible.asp#outside>

就労許可証の申請場所 <http://www.cic.gc.ca/english/work/apply-how.asp#step3>

あなたがしなければならないこと—東京で申請する場合：

東京のカナダ大使館・査証部は、あなたに就労許可証の申請書類を送付しません。HRSDC の雇用確認が必要な場合は、カナダの雇用主から雇用確認の通知書のコピーを取得した後、カナダ大使館のホームページ <http://www.canadanet.or.jp> から申請書を取り出すか、またはファックスを兼ねている電話機の場合は TEL 03-5412-6321 へ電話し、ファックスにて就労許可証の申請書を手に入れてください。また申請時には必ず雇用確認の許可通知書のコピーを添付してください。**就労許可証の発給には、少なくとも4週間を要しますので、できるだけ早く完全に整えた申請書を提出して下さるようお願い致します。**

- ◆申請書類と共に、申請料金（オリジナルの送金の控え）が必要です（別途料金表参照）。
- ◆提供を受けている職業に就く資格を有していること及び、カナダでの滞在が一時的なものであることを証明する必要があります。
- ◆場合により、面接あるいは追加書類の提出を求められることがあります。
- ◆場合により、あなた、またはご家族に費用自己負担で健康診断を受けるよう指示があります。

あなたとご家族に関する提出書類が審査され、適格と認められた場合には、あなたに就労許可証発給の手紙と、国籍によってはパスポートに入国査証が貼付されます。

カナダに到着したら—東京で申請し、許可が下りた場合：

カナダに到着したら、担当審査官に、旅券、査証（必要な場合）、航空券と共に、就労許可証の発給の手紙を提示してください。

所定の手続きを経て、就労許可証があなたの旅券に添付されます。この許可証は、その許可証に記載してある特定の職業、一定の期間及び雇用主に於いてのみ有効です。カナダ国内ではこの条件を厳守しなければなりません。条件が守られなかった場合、出国命令を受けることとなります。

また、社会保険番号 (SIN) を得るため、申請用紙が配布されます。この申請用紙と出生証明書などの身分証明書類を HRSDC の審査官へ提出してください。記入の仕方が分からない場合は、審査官にお聞きください。社会保険番号証を受領したら、その番号を雇用主に通知してください。

- ◆就労許可証は契約書ではありません。就労は、あなたもしくはあなたの雇用主の希望により、いつでも終了することができます。
- ◆職務の変更や契約の延長が生じた場合には、就労許可証の期限が切れる前に、できるだけ早くカナダ移民局 (CIC) へ連絡してください。

就学許可証・就労許可証申請の方へ

重要なお知らせ

就学児について

あなたに同行する学齢期（小・中学・高校へ入学予定）のお子さんがある場合は、カナダ入国前に各お子さんに対する就学許可証の取得が必要です。

該当する場合は、東京のカナダ大使館・査証部にてあなたの就学、もしくは就労許可証の申請と同時にお子さんの就学許可証の申請をすることができます。また、後日、カナダであなたと合流する場合も同様にカナダ入国前に就学許可証の申請をしてください。

就学許可証の申請書はファックス（TEL：03—5412—6321）、または大使館のホームページ <http://www.canadanet.or.jp> から入手することができます。同行のお子さんの就学許可証申請には、入学許可書や残高証明書の提出は不要です。ただし、あなたがケベック州で就学、もしくは就労する場合は、お子さんの就学許可証の申請を提出する前に、お子さんの Certificate of Acceptance of Quebec (CAQ) を取得しなければなりません。CAQ についての詳しい情報はケベック政府のホームページ <http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/immigrate-settle/international-students/index.html> をご覧ください。

お子さんの申請の許可はあなたの申請の許可が条件となります。従って、お子さんの申請料金は結果の如何に拘わらず、返却されませんのでご了承ください。

後日カナダで合流される家族について

日本国籍のご家族があなたとカナダで合流するため、一時滞在者（ビジター）としてカナダへ入国する場合は査証は不要です。しかしながら、カナダ到着の際に入国審査が行われますので、ご家族があなたの就学、もしくは就労許可証のコピーを必ずお持ちになるようご注意ください。

必要書類

あなたの状況に当てはまる項目の該当書類を申請書と共に提出してください。提出する書類が英語またはフランス語ではない場合は、いずれかの翻訳を必ず添付してください。正式な翻訳でなくてもかまいません。また、提出された書類は、通常ファイルの一部となりますので、返却はいたしません。

すべての申請者に必要な書類

1. 必要事項を全て記入した申請書 (IMM1295)。署名、日付を忘れずに記入してください。配偶者及び 19 歳未満の子供がいる場合は、同伴するしないにかかわらず、同じ申請用紙に記入してください。
2. 申請料金：銀行振込の控え（原本）。別途料金表参照。料金は結果の如何に関わらず返却できません。
3. あなたとあなたの同伴家族の証明写真 2 枚。別紙写真規格の詳細を参照してください。
4. パスポートのコピー：有効期限、氏名等記載されている頁。ただし、カナダへの入国査証（一時滞在者査証が必要な国籍の方は、パスポートそのものを提出してください）。
5. Family Information（家族情報）のフォーム (i102e)。
6. 申請書の審査結果を郵送で受け取りたい場合は、相当分の切手を貼った返信用封筒を提出して下さい。パスポートの提出が求められている方は、書留代金を加えた切手を貼って下さい。もし申請結果を窓口で代理人に受け取ってもらいたい場合は、代理人（あるいは代行業者の会社名）を指名した委任状が必要です。
7. カナダの雇用主からの雇用提供のコピー。

交換教授、招待講師、訪問教授、博士研究員（ポストドクトラル・フェロー）、訪問研究員

1. あなたが現在所属している日本国内の機関から、カナダから帰国する迄あなたの職が保持されることの確認書
2. カナダでの研究活動に対し、日本政府または現在の雇用先から給付金を受け取る場合には、その証明となる書類
3. カナダの教育機関（大学、大学提携病院 または研究所）で医学的研究をする場合、あなたの研究活動があらゆる設定において通・入院患者との接触があるかどうかを明確にした招聘先からの書面。あらゆる設定とは、医療行為のみならず、研究中関わる病院または患者との関連を含むあらゆる活動を意味します。
4. ポストドクトラル・フェローとして滞在される場合は、博士号のコピー
5. 学歴、職歴の詳細

海外駐在員

1. あなたの学歴と、雇用期間、役職名、職務内容、責任の範囲を明記した職歴
あなたがカナダで就任する職務内容、責任範囲、赴任期間等を記載した推薦状
2. カナダの会社組織図
（あなたの役職の位置を明示すると共に、日本側から派遣されている日本人スタッフと現地スタッフ数の内訳を書き添えてください。）

カナダの会社（工場）に納入した特殊機械設備の修理、メンテナンス、据え付け監督、又は使用説明・訓練のために入国する方

あなたが上記の活動においてカナダ入国をする場合、カナダの会社があなたの会社から機械や設備を購入する際、両者間で取り交わしたオリジナルの契約書に、あなたの会社が納入者の責任として技術サポートを提供する旨、謳ってある場合は就労許可証は免除されます。

それ以外は Human Resources and Social Development Canada HRSDC（カナダ人材社会開発省）の確認を取得し、就労許可証を申請することになります。その場合には、次の書類を提出してください。

1. HRSDC からの雇用の確認：
あなたのカナダ側雇用主に最寄りの HRSDC で、確認を取得するための手続きについて案内を受けるよう連絡してください。HRSDC はあなたの雇用がカナダに与える経済効果などを考慮して確認の審査をします。あなたのカナダの雇用者から確認が下りた旨、通知があり次第、大使館のホームページ（<http://www.canadanet.or.jp>）またはファックス（TEL: 03-5412-6321）にて申請書を取り出し、HRSDC の雇用確認通知書のコピーを添えて当事務所で申請してください。
2. あなたの学歴・職歴の詳細、現在の会社における役職および具体的な業務内容と、カナダにおける具体的な業務内容。

その他（カナダ国内の HRSDC から、既に提供されている仕事に対し確認が下りている場合を含む）

1. HRSDC の雇用確認通知書のコピー
2. カナダでの雇用に必要なとされる職務経験・技能資格証明書のコピー
3. 仕事内容、雇用期間などを記述した履歴書。現在又は過去の雇用主からの推薦状を添付のこと

FAMILY INFORMATION

All names should be indicated **both** in English/French and in your native language (for example, Chinese, Chinese Character code, Korean or Japanese characters). If additional space is required, please attach a separate sheet.

名前はすべて英語又はフランス語、及び、母国語で記入してください。
(例えば、中国語とその漢字コード、ハングル、日本語など)
記入スペースが足りない場合は、別紙を添付してください。

Relationship	Family Name	First & Middle Names	Date of Birth DD-MM-YY	Country of Birth	Country of Residence	Place of Residence If in Canada (City)	Status in Canada
Father							
Mother							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Spouse							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Spouse's relatives							
Father							
Mother							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Spouse's children from other relationship							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							

I declare that the information contained on this document is complete, accurate and factual.

PHOTOGRAPH SPECIFICATIONS

TAKE THIS WITH YOU TO THE PHOTOGRAPHER

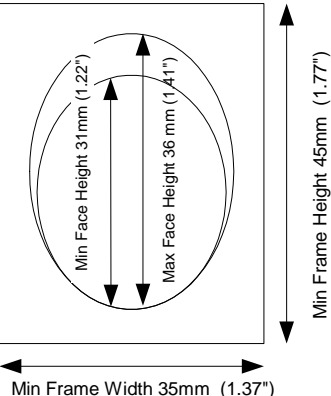
Requirements:

You must provide 2 photos with your application for a Temporary Resident Visa, Study Permit, or Work Permit. It is imperative that your photos be compliant with the following specifications. You will be required to provide new photos before your application can be processed.

To avoid delays, please ensure that the photos provided with your application meet these requirements.

Photograph specifications:

- Two identical photos, black and white or colour, taken within the last 6 months.
- Must be clear and well defined, taken against a plain white or light coloured background.
- Digital photos must not be altered in any way.
- The face must be square to the camera with a neutral expression, neither frowning nor smiling, with the mouth closed.
- Tinted prescription glasses may be worn as long as the eyes are clearly visible and the frame is not covering any part of the eyes. Sunglasses are not acceptable.
- False hairpieces or other cosmetic devices are acceptable if they do not disguise the natural appearance of the bearer.
- Photos in which the applicant is wearing a hat or head covering worn for religious reasons are acceptable if the full facial features are not obscured.

Photo and Head Size Specification	
	<ul style="list-style-type: none">• The frame size must be 35mm X 45mm (1.37" X 1.77").• Must show the full front view of the head, with the face in the middle of the photo and include the top of the shoulders.• Size of the head, chin to crown*, must be between 31mm (1.22") and 36mm (1.41"). <p>* Crown: top of the head, or (if obscured by hair or headwear), where the top of the head/skull would be if it could be seen.</p>